

第三者加害事案の取扱いについて

職員が出勤途上横断歩道を歩行中、脇見運転のタクシーにはねられ負傷した場合、水道メーターの検針中に飼犬に噛まれて負傷した場合等のように、**第三者の加害行為によって身体に損害を加えられた災害を基金では「第三者加害事案」といい**、被災職員等は、基金に対する災害補償請求権とともに、民法等に基づく損害賠償請求権を同時に取得します。

第三者加害事案の典型である交通事故の場合を例にとって、事故に遭ったらまずどうしたらいいかについて説明します。

1 事故に遭ったらまずどうするか

(1) 当事者としての措置

なにしろ突然のことであわててしまうところですが、ここでしっかりとした対応をとっているかいないかによって、結果が大きく変わることがあり、さらに加害者となった場合、口頭であれ、文書であれ、全面的な責任や賠償範囲や内容を認めてしまうと、後日、刑事上、民事上の責任問題で悔いを残すこととなりますので注意してください。

① すぐ警察へ届け出る

いうまでもなく、加害運転者は道路交通法によって警察へ事故の届出の義務がありますが、被害者からも届出を忘れないことです。警察官立会いで現場の状況が確認され、警察の「実況見分調書」として記録に残ります。**(人身事故の場合は必ず人身扱いの届出をすること。)**

また、できるだけ早く事故が発生した場所を管轄する各都道府県（方面）の自動車安全運転センター事務所から交通事故証明書を取り寄せてください。（申請方法は郵便振替と窓口申請とがあります。）

この交通事故証明書は、自賠責保険での被害者の直接請求や仮渡金の請求にも必要となり、どんな事故でも届出はきちんとしておけば間違いありません。

② 被災職員自身が確認し記録をとる

賠償交渉は日数がかかり、相手方がいろいろなことを言い立てて決着がつかなくなる場合もありますので、被害の状況にもよりますが、できる限り正確な事故の記録をとることが重要です。

たとえば、写真があると、事故現場は当然ながら、周りの様子や風景、その時間帯の明るさ等も、後で事故の様子を思い出すときの参考になりますし、道路標識の有無・道幅・見通しのよし悪し等を証明する証拠となります。

また、電話で連絡があった又はした場合は、だれに何時に何を話したか？いつ手紙を送ったか？はっきりわかるように事故の記録をとってください。

③ 後日の証人を確保する

もし、通行人や事故現場の近所の人など、目撃者がある場合は、その人の証言をメモし、できるだけ住所・氏名も聞き、後日必要ならば証人になってくれるように頼んでおくことも必要です。

また、救急車で搬送された場合は、管轄する消防署に通報記録（誰が通報してきたか）、救急隊員が到着した直後の様子、加害者の対応等を確認することも大切です。

④ 相手を十分に確認する

車の登録番号はもちろん、運転免許証により加害者の住所・氏名・年齢を確かめる他、場合によっては運転者だけでなく雇主も賠償責任を負うことがあるため、その勤務先と雇主（個人又は会社とその責任者）の住所・氏名もはっきり確認しておくことが大切です。

また、加害者側が加入している自賠責保険と任意保険の契約会社名・保険証明書番号も、確かめておく必要があります。

⑤ 必ず医師の診断を受ける

目立つ外傷がなくても、頭部や腹部を強く打った場合等は、後日、重傷であることが判るといった例もありますので、必ず医師の診断を受けてください。

⑥ 出費の記録

事故に関して支払った損害額算定の重要な資料になりますので、領収証等はなくさないように大切に保管しておいてください。(領収証が得られない出費は記帳してください。)

⑦ その他

必ず事故の発生を所属長に連絡してください。

(2) 所属長及び任命権者としての措置

職員が交通事故等にあった場合、特に公務中又は通勤途上において起こった場合には、所属長及び任命権者は使用者として、事故内容を詳細に把握しておく必要があります。

① 事故の確認等

職員から公務中又は通勤途上において交通事故にあった旨の報告があった場合、所属長(又は災害補償事務担当者)はできるだけ速やかに現場へ行き、現場の状況等をよく調査・記録して事故を確認してください。

被災職員が写真をとることができない場合は、道路標識の有無・道幅・見通しの良し悪し等の状況がわかるように写真をとってください。

② 相手方及び保険に関すること

相手方の住所・氏名・勤務先・電話番号・使用者の住所・氏名、自賠責保険および任意保険の会社名・所在地・連絡先・保険の証明書番号を記録し、関係する保険会社に事故の発生を速やかに連絡するよう被災職員に指導してください。

③ 交通事故証明書の入手

交通事故証明書は事故の事実・当事者等を証明する証拠となりますので、必ず発行を受けるよう職員に指導してください。(人身事故には人身事故扱いの証明書が必要です。)

④ 公務(通勤)災害の認定請求の前に

公務(通勤)災害の認定請求事務に先立ち、任命権者(公務災害事務担当者)は必ず次の公務中あるいは通勤途上であることの確認を行ってください。

[公務災害と思われる場合]

被災職員は、いつ・だれと・何の用務で・何をしに・どういう経路で・どこへ出張したのか確認してください。その際、特に次のことに注意することが必要です。

(ア) 旅行命令簿等により旅行命令等がなされているかどうか。

(イ) 出発時刻から被災時刻までの時間が、出発場所から事故現場までの距離を考えたとき、合理的と判断できるかどうか。

(ウ) (イ)で合理的と判断できない場合は、事故現場へ至るまでの行動を調査すること。

なお、特別事情下の出退勤途上における負傷について公務災害として取り扱われる場合がありますが、この場合の確認は次の通勤災害の例に準じて行ってください。

[通勤災害と思われる場合]

事故が勤務に就くため、または勤務を終了したことにより行われる住居と勤務先との往復行為中に起き

たものであるかどうか事実確認を行ってください。その際、次のことに注意してください。

- (ア) 通勤が社会通念上合理的とされる経路及び方法によるものかどうか。
- (イ) 途中で通勤行為の逸脱・中断がないかどうか。あればどのような内容のものか。

⑤ 公務（通勤）災害の認定請求手続を行うよう職員に指導してください。

④の事項を確認して、事故が公務遂行中又は通勤途上において発生し、職員が負傷したと認められる場合は、公務（通勤）災害の認定請求手続を行うよう職員に指導し、認定請求書が提出されたら、速やかに必要な証明等を行い基金に提出してください。

なお、被災職員が重傷等のため請求手続がすぐにできないようなときは、任命権者が助力しなければなりません。

⑥ 示談

相手方との示談に際しては、円満に解決するよう職員に対して指導、助言してください。

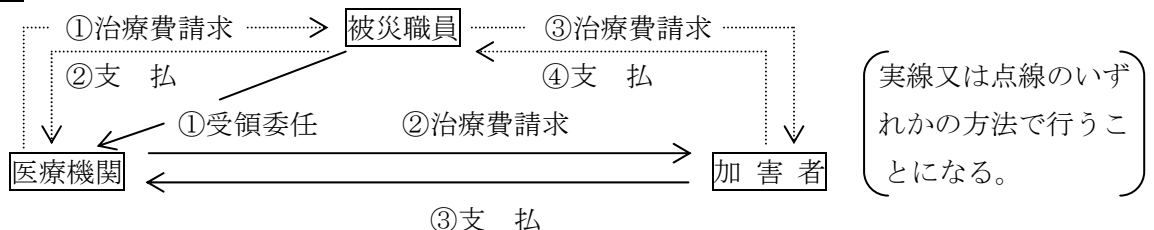
また、公務中の事故については、職員とともに、地方公共団体は直接の当事者となる（特に職員が加害者である場合は、地方公共団体の使用者責任が問われることになる）ものであり、相手方と示談する必要があります。（このとき、請求権があるのに請求できないような示談をしたり、むやみに請求権を放棄するような示談をしないよう特に注意してください。）

2 治療費は誰が負担するか

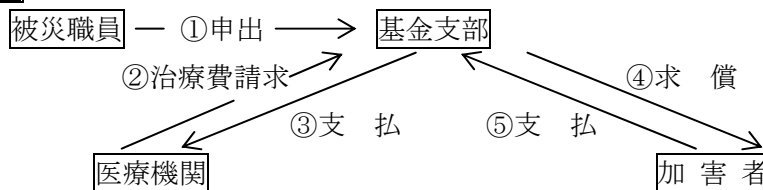
(1) 治療費等の支払方法

治療費の支払いについては、次の2つの方法があります。

① **示談先行** ……加害者（自賠償保険、任意保険等を含む。）が支払う方法です。



② **補償先行** ……被災職員の申出に基づき、基金支部が支払う方法です。



(2) 治療費等を加害者が支払う場合

最終的に損害を填補する義務を負うことになるのが加害者となるため、**基金では初めから加害者に支払わせる示談先行を原則**としております。

この示談先行により補償する理由としては、迅速な損害の填補が行われる——すなわち、原則を補償先行とすれば事務処理（認定請求や補償先行の申出）に時間を要し、示談先行に比べて迅速性に欠け、必ずしも被災職員に利益をもたらすことにはならない——とともに、災害補償では支給されない項目（例えば物損に係るもの、精神的損害に係るもの等）についても損害賠償であれば合わせて請求できるという利点があるからです。

なお、療養補償以外の補償（障害補償、遺族補償等）についても補償先行することは理論的には可能で

すが、賠償額の査定方法と補償額の算定方法が根本的に異なることから、示談の内容が非常に複雑なものになることも考えられるので、特別な場合を除いて、補償先行ではなくて、加害者からの賠償を先行させる示談先行を原則としています。

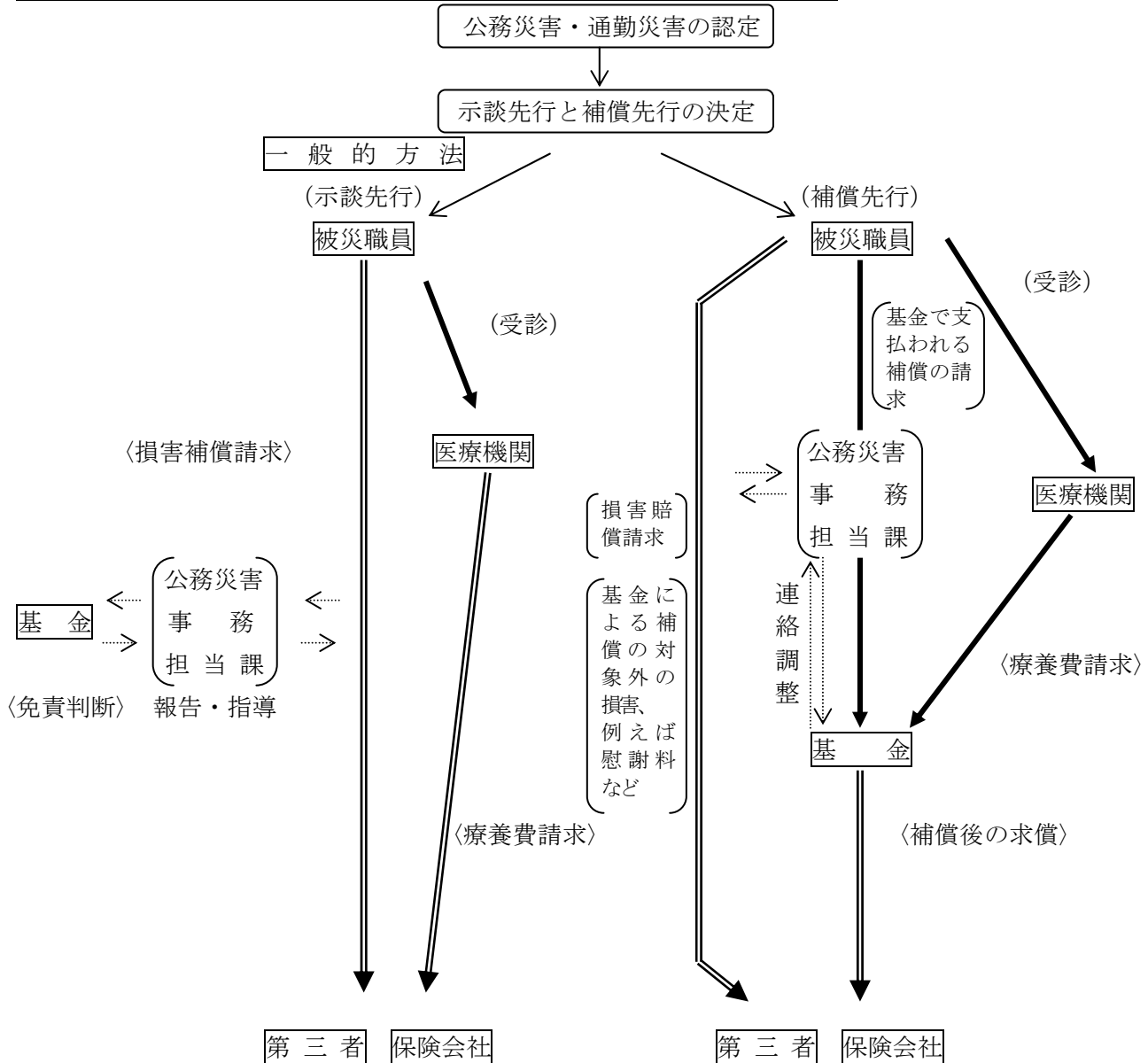
このように、補償先行をして損害賠償義務者と基金の双方から損害に対する給付を受けていると、示談の際にその求償・免責関係がたいへん煩雑になることが考えられます。したがって原則として示談先行による損害の填補をお願いしています。

(3) 治療費等を基金支部が支払う場合

次に該当するような場合に基金支部からの **補償先行** を行うことができます。

- ① 加害者等に資力がないと認められる場合
- ② 加害者が不明の場合又は特定できない場合
- ③ 加害者等に全く誠意がないと認められる場合
- ④ 手術や長期入院などにより、治療費等が高額になると見込まれる場合又は長期の療養期間を要すると見込まれる場合

「示談先行」と「補償先行」の手続きを図示すると次のようになります。



(4) 補償先行を希望する場合

上記の(3)の①～④に該当して、補償先行を希望する場合は、認定請求書に補償先行願（様式は任意：請求者氏名（押印したもの）を明記し、基金支部長あて）を添付してください。

基金支部ではその内容を審査の上、補償先行を決定します。

(5) 公務（通勤）災害の決定後（示談先行）

病院に対して、基金にではなく加害者（保険会社）に治療費の請求をしてもらうよう伝えてください。

補償先行に決定された場合は、公務災害等の認定通知書に「療養の給付請求書」（地基北様式第5号）又は「療養補償請求書」（様式第6号）を添付して送付しますので、病院に対してこの請求書で基金に治療費の請求をしてもらうよう伝えてください。

なお、両者のいずれの場合でも、公務災害等に認定されると共済組合員証は使用できませんので注意してください。

(6) 公務（通勤）災害の決定後（補償先行）

原則として、後日基金から加害者等（保険会社を含む。）に応分の求償を行うことになり、その際には、加害者等（保険会社を含む。）との折衝、加害者の収入、資産の調査等について任命権者（所属長等）に依頼することとなりますので御承知ください。

3 第三者加害事案とは

それでは、そもそも「第三者加害事案」とは何なのでしょう。

その前に、「加害者」とはだれなのかについて説明しましょう。

直接加害者だけが加害者（＝損害賠償義務者）ではありません。

〈損害賠償責任を有する代表的なものとして〉

- 事故の直接加害者（民法第709条）
- 業務中の従業員の加害行為における使用者（民法715条）
- 自動車事故の自動車の運行供用者（自動車損害賠償保障法第3条）

そのほか、工事の注文主（民法第716条）、責任無能力者の監督者（民法第714条）、土地工作物の占有者・所有者（民法第717条）、動物占有者（犬の飼主等、民法第718条）、公権力行使による損害、営造物の設置管理瑕疵による損害の際の国・地方公共団体（国家賠償法第1条、第2条）が考えられます。

すなわち、「加害者」とは、「事故の結果生じた損害について、民法その他の法律の定めるところに従い、その損害を賠償する責任を負う者」ということになり、1つの事故で何人も加害者（＝損害賠償義務者）がいるということもあり得るわけです。

したがって、このような加害者のある事故により生じた災害を「第三者加害事案」といいます。

しかし、スポーツ行為中（故意は除く）の負傷は、第三者加害事案となりません。

スポーツに負傷はつきものです。スポーツはもともとその中に危険が内在し、それを行っている者もそのことを承知の上でやっているわけですから、相手方に故意や重大な過失が認められないような場合は、第三者加害事案になりません。

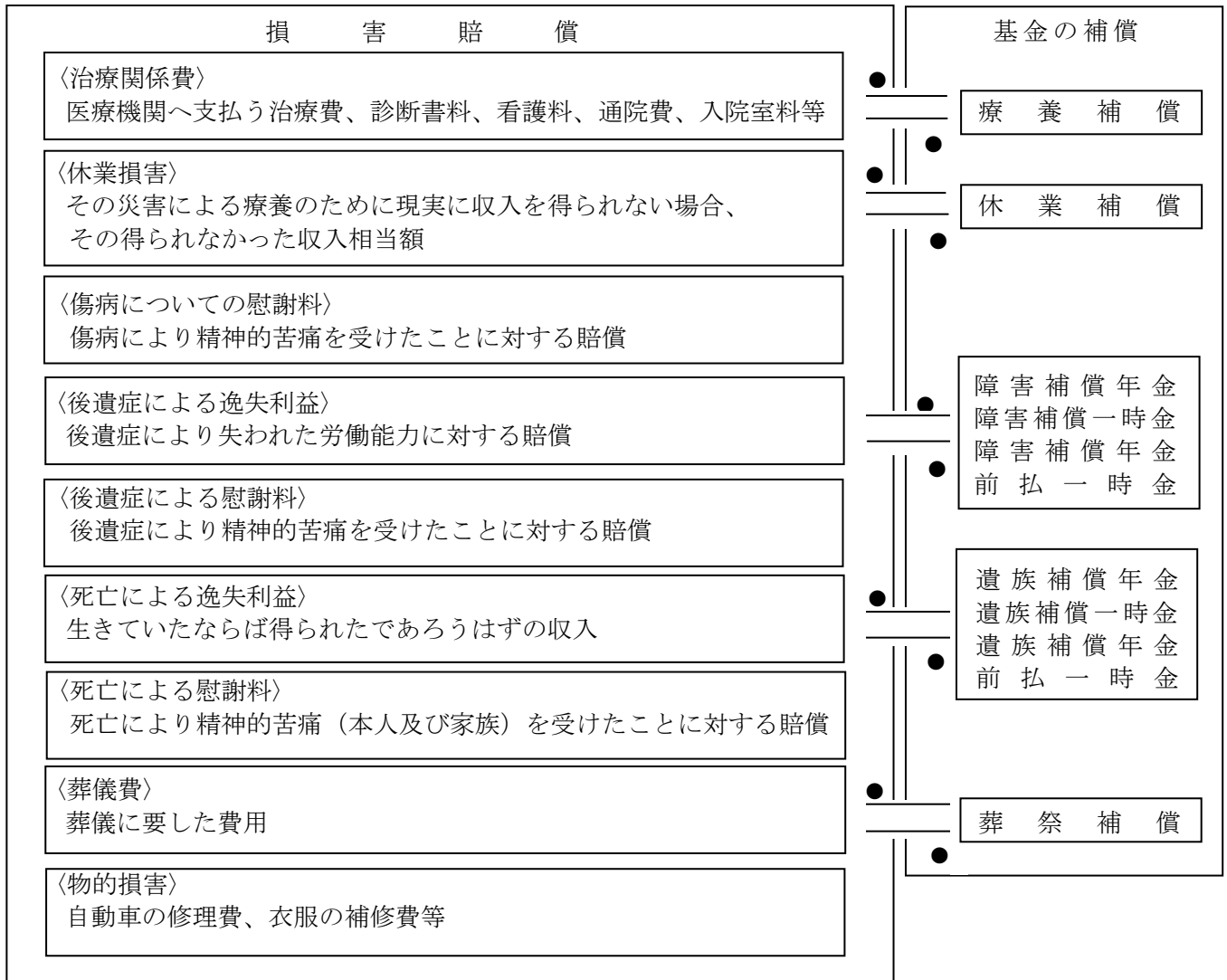
また、被災職員の車が前の車に追突した場合は、第三者加害事案となりません。

被災職員の一方向的な過失により生じた災害で、相手方が無過失の場合は、第三者加害事案にはなりません。ただし、被災職員の過失が大きくても、相手方にも小さいながら過失がある場合には、第三者加害事案に該当します。

4 加害者に対する請求について

(1) 加害者に請求できる費用（＝損害賠償）と基金の補償との関係

① 損害賠償と基金の補償との関係を図示すると次のようになります。



② 同内容の損害賠償と基金の補償（①の図の≡）は、一方が支給されれば他方は支給されません。

①の図のように、損害賠償の内容と災害補償の内容とは、似たところが多くなっています。法第 59 条はこれを調整するため、(ア) 損害賠償が支払われれば、その限度で災害補償は免責され、(イ) 災害補償が行われれば、その限度で加害者に対する損害賠償請求権が被災職員から基金に移転するように定められています。

なお、基金が免責される補償の範囲は、(ア) 補償の受給権者が第三者から受けた損害賠償額のうち、(イ) 補償と同一事由（①の図の≡）による損害に係る損害賠償額の限度で、かつ、(ウ) 災害発生から 3 年経過日までに支給すべき補償の額の限度です。

③ 基金の補償に慰謝料や物的損害の補てんはありません。また、損害額(補償額)の査定方法が全く異なります。

基金の補償と損害賠償との決定的な違いは、次のとおりです。

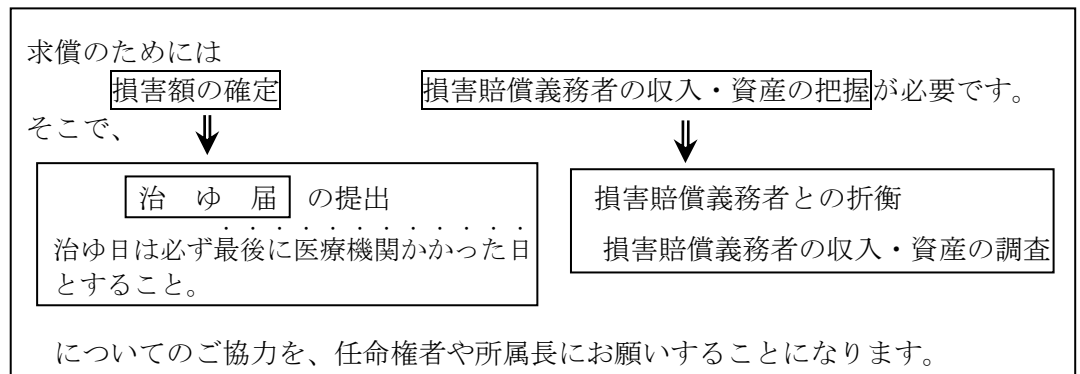
(ア) 基金の補償が身体的障害の填補のみを目的としているのに対し、損害賠償は、精神的損害や物的損害も対象となること

(イ) 基金の補償における補償額が法令に基づく算定方法により算出されるのに対し損害賠償は、実際に被った損害のすべてを対象として損害額が査定され、かつ、被害者に過失があれば、その度合いに応じて賠償額の相殺が行われる（いわゆる「過失相殺」がある）こと

そのほか、基金の補償と損害賠償とは、要件（損害賠償は、故意、過失、権利侵害等が必要）、時効期間等が異なります。

(2) 加害者に対する求償

基金が補償を行えば（補償先行の場合など）、賠償義務者に対して損害賠償請求権を行使（いわゆる求償）することになります。



(3) 加害行為が同僚の職務行為である場合——いわゆる「同僚加害」として扱われます。

同僚加害は、原則として求償しません。

求償は、基金が損害賠償義務者に行うべきことですが、同僚職員の職務行為が加害行為となってしまった場合、原則として、基金が補償先行するとともに、通常は同僚職員に対する求償は行いません。

ただし、

交通事故の場合には、自賠責保険による示談先行が原則です。

もちろん、基金が補償先行すれば、自賠責保険に対しては求償することになります。

5 示談について

示談とは、一般的には当事者間の話し合いにより損害賠償、慰謝料等の金額や支払方法をお互いに譲歩し合って解決することをいい、法律上の和解（民法第695条）に当たります。

損害賠償等を請求する場合、裁判では期間が長くかかるうえ、手続きも面倒であり費用も多くかかりますので、一般的に賠償金を簡易に、かつ、迅速確実に取得できる示談による解決が多くなってきます。

しかしながら、その反面、法律的知識に乏しい当事者が取り交わした示談には、相互に割の合わない示談をしたり、後遺症が出て泣き寝入りしたりというケースも見られます。

そこで、示談に当たって、どのような点に注意すればよいか重要なポイントを説明します。

(1) 請求できる損害賠償

被害者又はその遺族は、交通事故により、通常生じる財産上、精神上の損害を請求できます。

(2) 示談の交渉相手

示談交渉の開始に先立って、まず損害賠償責任を負うのは誰かを確認し、損害賠償責任者が複数のときは、その損害賠償責任を負う者の中から支払能力のある者を選んで話を進めるのが良い方法です。

- ① 加害者（運転手）
- ② 加害者の使用者（事故当時加害者が業務中であった場合）
- ③ 加害車両の運行供用者（車の利用により利益を得、又はその事を支配している者）
- ④ 加害者が無能力者である場合はその監督義務者

示談に当たっては、相手方が代理人をたてる場合があります。そのときは、代理人の代理権の有無やその範囲を十分確認する（任意代理人の場合にあつては委任状を確認する）ことが必要です。万が一、代理権のない者と示談したり、代理権の範囲を超えた内容を取り決めたりしても、その効力はなく示談内容の履行を請求できませんので、弁護士等に相談することも有効な手法といえます。

(3) 示談交渉

被害者としては、少しでも多く、加害者としては、少しでも少ない金額で示談しようとするのが当然のことですので、最初から当事者双方の主張が対立するのが普通であり、どうしたら相手方に当方の主張が納得してもらえるか、交渉をスムーズに進めるためには次のことに注意することです。

- ① 相手の主張も十分聞き、譲り合うこと。
- ② 社会通念に照らしても妥当性を欠くと思われるような法外な請求をしないこと。
- ③ 交渉前にあらかじめはっきりとした積算による請求金額を算出しておくこと。（交渉中にどの程度請求しようかと考えているのでは、話しがまとまらず、不利な示談になることもある。）
- ④ 損害賠償請求額の根拠をはっきりさせ、相手方に納得させること。（事故のために出費した相当因果関係のある経費はすべてメモをしておき、領収書をとっておけば相手方に納得してもらえるでしょう。）
- ⑤ 判例等を調べて一般的な請求額を確認して、その判例等を根拠として話し合うようにする。
- ⑥ 物損事故も含め、過失相殺の原則も作用する場合がありますので、複雑な事故や損害額が大きい死亡事故や重度の後遺症が残った場合は、弁護士に委任交渉することが大切です。

(4) 示談の時期

示談はいつ行えばよいかは一概にはいえませんが、できるだけ迅速な示談解決が被害者、加害者ともに望ましいと考えます。しかし、損害の程度について十分な見通しも立っていない時点での示談は被害者に不利になりがちです。示談の時期は通常治ゆ（症状固定）した時点で行うのが最も良いでしょう。

交通事故を起こした加害者は、刑事処分の情状酌量資料として示談書を提出したいがために示談を急ぐこともありますので、加害者の一方的理由に左右されないようにしなければなりません。

(5) 示談の効果

示談を行うと、加害者は支払義務のあることを認め、被害者はもうこれ以上請求しないことを約束することになります。

(6) 示談書の作成

交渉もまとまり合意に達したときは、示談内容を書面化して明確にしておきましょう。

口約束でも無効とはいえませんが、口約束では後日、紛争のもとになりかねませんので、示談書の内容には、最も重要な示談金額のほかに、次の事項も必ず明記しておきましょう。

- ①当事者名 ②事故の日時、場所 ③加害車両番号 ④事故の状況 ⑤示談の内容（賠償金の内訳についても明記） ⑥示談金の支払方法及び時期 ⑦後遺症、再発の場合の取扱い ⑧基金から請求のあった場合の取扱い（公務災害、通勤災害の場合） ⑨作成年月日

示談を締結する際は、事前に治ゆ届と示談書（案）を基金支部に送付してください。

(7) その他の注意事項

- ① 損害賠償の内訳を明確にすること。補償の免責は、補償の事由と同一の事由について受給権者が第三

者から受けた損害賠償の額によって行われるので、例えば単に総額 500 万円の示談が締結されたというだけでは免責事務を進めることができませんので、このような場合には、加害者側および被災職員に、その内訳（治療関係費（通院による交通費を含む）等）はどのようになっているか明確にしてもらわなければなりません。

- ② 権利放棄をするような示談をしないこと。特に基金から補償を受けた場合等は、基金が補償した部分にかかる請求権を代理取得し、相手方に求償しますので、権利放棄をしてしまうと基金が求償できなくなります。（例えば、「療養費については、基金から受けるのでいい」とか、「自賠責保険の範囲内で結構です」というような示談は絶対にしないこと。）
- ③ いわゆる不安定な示談をしないこと。補償の免責は、補償と同一の事由による損害賠償額の範囲内で行われるので慰謝料および見舞金等として、例えば高額な損害賠償を受けたとしても、補償は免責とはなりません。したがって、この制度上の盲点に着目して、第三者および受給権者がともに意識的に示談額の全額ないし大部分を慰謝料とするような内容の示談を締結するということが皆無とはいえません。これは社会通念上いわゆる安定した示談として取り扱うには疑問があり、安定を欠く示談としてその効力が否定される場合もありますので、これらの問題が生じないよう注意してください。
- ④ 示談に関する念書を提出すること。損害賠償に関する示談の締結そのものについては、あくまでも事故の当事者間の自由意思に委ねられるべきものですが、基金が補償した部分については、基金が請求権を代理取得しますので、当該示談等の詳細を把握しておく必要があります。
このため、あらかじめ被災職員から念書を基金に提出いただいておりますので、**前記①から③までに掲げたような示談の締結は絶対にしてはいけません。**
- ⑤ 公務(通勤)災害の場合、所属長は積極的に職員を指導するとともに示談に立会する等適正な示談の締結に助力してください。
- ⑥ 警察は、民事不介入の原則があり、事故態様等差し支えない程度の説明はしますが、民事の損害賠償の問題には立ち入らないことになっています。

示談書の記載例（基金で補償先行した場合）

示 談 書

当事者甲 (被害者)	住 所	〇〇市〇〇町〇〇番地		
	氏 名	札幌 太郎		
	自動車の種類	原 動 機 付 自 動 車	登 録 番 号	〇〇 あ 4 3 2 1
当事者乙 (加害者)	住 所	〇〇郡〇〇町大字〇〇町〇〇番地		
	氏 名	札幌 二郎		
	自動車の種類	普 通 貨 物 自 動 車	登 録 番 号	札 5 2 - う - 〇〇〇〇
当事者丙 (乙の使用人)	住 所	〇〇市〇〇町〇〇番地		
	氏 名	石狩運送 代表取締役社長 石 狩 三 郎		
事故発生日時	平成〇〇年 1 0 月 1 1 日 午後 1 0 時 5 0 分頃			
事故発生場所	〇〇市〇〇町〇〇番地先〇道〇〇号線路上			
事故状況	上記日時、場所において、甲が信号に従い北進走行中、乙が甲の直前を南進右折したため衝突し、甲が転倒、負傷したもの。			
示談条件	<p>1 乙及び丙は連帯して、既に〇〇病院に対して支払い済みの甲の治療費 785,000 円の他に、損害賠償金として 415,000 円の支払い義務のあることを認め、これを支払い、甲はこれを受領した。</p> <p>損害賠償金の内訳</p> <p>入院諸雑費 35,000 円</p> <p>休業損害 200,000 円</p> <p>慰 謝 料 180,000 円</p> <p>2 <u>甲が地方公務員災害補償基金から、公務災害補償として受けた金額について、乙及び丙は連帯して同基金に対して支払い義務のあることを認め、基金の請求に基づき支払うものとする。</u></p> <p>3 後日甲に、医師の診断により、本事故に起因する後遺障害の発生、又は傷病の発生が確認されたときは、誠意をもって、別途協議するものとする。</p>			

以上のとおり示談が成立しましたので、今後本件に関しては、双方裁判上又は裁判外において一切異議・請求の申し立てをしないことを誓約いたします。

平成〇〇年 2 月 1 8 日

当事者甲 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地
 氏名 札幌 太郎 ㊟

当事者乙 住所 〇〇郡〇〇町大字〇〇町〇〇番地
 氏名 札幌 二郎 ㊟

当事者丙 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地
 氏名 石狩運送 代表取締役社長 石 狩 三 郎 ㊟